



県章

群馬県報

平成29年
5月30日(火)
第9504号

目次

ページ

告 示

○公文書開示の実施状況（県民センター）	2
○個人情報保護条例の運用状況（同）	8
○道路の区域変更（道路管理課）	10
○道路の供用開始（同）	10
○電線共同溝を整備すべき道路の指定（同）	11

公 告

○都市計画地区計画の変更に係る縦覧（都市計画課）	11
○都市計画公園の変更に係る縦覧（同）	11
○建築基準法の規定に基づく公開による意見の聴取（建築課）	12

選挙管理委員会告示

○病院の院長が不在者投票管理者となるべき病院ならびに老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき施設の定め等の告示の一部改正	12
---	----

公安委員会規則

○群馬県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則（広報広聴課）	13
-----------------------------------	----

警察本部告示

○群馬県個人情報保護条例施行規程の一部改正（広報広聴課）	13
------------------------------	----

入 札 公 告

○一般競争入札の実施（情報政策課）	14
-------------------	----

落 札

○落札者等の決定（警察本部会計課）	16
○同	17

■ 告 示

◎群馬県告示第161号

群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号）第39条の規定により、平成28年度における公文書の開示等についての実施状況を次のとおり公表する。

平成29年5月30日

群馬県知事 大 澤 正 明

1 知事が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

（単位：件）

区 分		請 求
請 求 先	県庁	2 6 8
	地域機関等	1, 1 5 5
請 求 件 数		1, 4 2 3

注 請求者の内訳は、県内に住所を有する者343件、県内に事務所を有する団体496件、県外に住所を有する者191件及び県外に事務所を有する団体393件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区 分	28年度に 決定した対 象公文書数	処 理 の 内 容			不 存 在 等 件 数
		開 示 (うち即日開示)	部分開示	非 開 示	
28年度	4, 1 7 8	3, 4 7 1 (4 6 8)	7 0 3	4	2 0 1
繰 越	—	—	—	—	—

(3) 審査請求の状況

（単位：件）

審査請求		処 理 の 内 容					
繰 越 件 数	請 求 件 数	裁 決				取下げ	審査中
		却 下	棄 却	一 部 認 容	認 容		
8	1 3	0	1 4	2	0	0	5

注 表中、「審査請求」「裁決」には、平成28年4月1日付け改正前の条例における「不服申立て」「決定」を含む。以下同じ。

2 議会が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

（単位：件）

区 分	請 求
議 会	17

注 請求者の内訳は、県内に住所を有する者13件、県内に事務所を有する団体3件、県外に住所を有する者1件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区 分	28年度に 決定した対 象公文書数	処 理 の 内 容			不存在等 件 数
		開 示 (うち即日開示)	部分開示	非 開 示	
28年度	13	12 (2)	1	0	6
繰 越	—	—	—	—	—

(3) 審査請求の状況

(単位：件)

審査請求		処 理 の 内 容					
繰 越 件 数	請 求 件 数	裁 決				取下げ	審査中
		却 下	棄 却	一 部 認 容	認 容		
18	0	0	0	0	0	0	18

3 教育委員会が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

区 分	請 求
教育委員会	35

注 請求者の内訳は、県内に住所を有する者9件、県内に事務所を有する団体8件、県外に住所を有する者7件及び県外に事務所を有する団体11件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区 分	28年度に 決定した対 象公文書数	処 理 の 内 容			不存在等 件 数
		開 示	部分開示	非 開 示	
28年度	78	57	21	0	5
繰 越	—	—	—	—	—

(3) 審査請求の状況 なし

4 選挙管理委員会が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

区 分	請 求
選挙管理委員会	12

注 請求者の内訳は、県内に住所を有する者3件、県内に事務所を有する団体4件、県外に住所を有する者1件及び県外に事務所を有する団体4件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区 分	28年度に 決定した対 象公文書数	処 理 の 内 容			不存在等 件 数
		開 示	部分開示	非 開 示	
28年度	228	39	189	0	35
繰 越	—	—	—	—	—

(3) 審査請求の状況 なし

5 人事委員会が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

区 分	請 求
人事委員会	3

注 請求者の内訳は、県内に住所を有する者2件及び県外に住所を有する者1件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区 分	28年度に 決定した対 象公文書数	処 理 の 内 容			不存在等 件 数
		開 示	部分開示	非 開 示	
28年度	3	2	0	1	2
繰 越	—	—	—	—	—

(3) 審査請求の状況 なし

6 監査委員が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

区 分	請 求
監査委員	2

注 請求者の内訳は、県内に住所を有する者2件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区 分	28年度に 決定した対 象公文書数	処 理 の 内 容			不存在等 件 数
		開 示	部分開示	非 開 示	
28年度	1	0	1	0	2
繰 越	—	—	—	—	—

(3) 審査請求の状況 なし

7 公安委員会が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

区 分	請 求
公安委員会	8

注 請求者の内訳は、県内に住所を有する者8件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区 分	28年度に 決定した対 象公文書数	処 理 の 内 容			不存在等 件 数
		開 示	部分開示	非 開 示	
28年度	5	0	5	0	3
繰 越	—	—	—	—	—

(3) 審査請求の状況 なし

8 警察本部長が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

区 分	請 求
警察本部長	91

注 請求者の内訳は、県内に住所を有する者48件、県内に事務所を有する団体6件、県外に住所を有する者13件及び県外に事務所を有する団体24件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区 分	28年度に 決定した対 象公文書数	処 理 の 内 容			不存在等 件 数
		開 示	部分開示	非 開 示	
28年度	67	16	49	2	27
繰 越	—	—	—	—	—

(3) 審査請求の状況

(単位：件)

審査請求		処 理 の 内 容					
繰 越 件 数	請 求 件 数	裁 決				取下げ	審査中
		却 下	棄 却	一 認 部 容	認 容		
5	5	0	3	0	0	0	7

9 労働委員会が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

区 分	請 求
労働委員会	1

注 請求者の内訳は、県内に住所を有する者1件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区 分	28年度に 決定した対 象公文書数	処 理 の 内 容			不存在等 件 数
		開 示	部分開示	非 開 示	
28年度	0	0	0	0	1
繰 越	—	—	—	—	—

(3) 審査請求の状況 なし

10 収用委員会が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

区 分	請 求
収用委員会	1

注 請求者の内訳は、県内に住所を有する者1件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区 分	28年度に 決定した対 象公文書数	処 理 の 内 容			不存在等 件 数
		開 示	部分開示	非 開 示	
28年度	0	0	0	0	1
繰 越	—	—	—	—	—

(3) 審査請求の状況 なし

1.1 内水面漁場管理委員会が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

区 分	請 求
内水面漁場管理委員会	1

注 請求者の内訳は、県内に住所を有する者1件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区 分	28年度に 決定した対 象公文書数	処 理 の 内 容			不存在等 件 数
		開 示	部分開示	非 開 示	
28年度	0	0	0	0	1
繰 越	—	—	—	—	—

(3) 審査請求の状況 なし

1.2 企業管理者が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

区 分	請 求
企業管理者	23

注 請求者の内訳は、県内に住所を有する者1件、県内に事務所を有する団体12件、県外に住所を有する者4件及び県外に事務所を有する団体6件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区 分	28年度に 決定した対 象公文書数	処 理 の 内 容			不存在等 件 数
		開 示	部分開示	非 開 示	
28年度	39	33	6	0	1
繰 越	—	—	—	—	—

(3) 審査請求の状況 なし

1.3 住宅供給公社が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

区 分	請 求
住宅供給公社	4

注 請求者の内訳は、県内に住所を有する者2件、県内に事務所を有する団体1件及び県外に住所を有する者1件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区 分	28年度に 決定した対 象公文書数	処 理 の 内 容			不存在等 件 数
		開 示	部分開示	非 開 示	
28年度	4	4	0	0	1
繰 越	—	—	—	—	—

(3) 審査請求の状況 なし

◎群馬県告示第162号

群馬県個人情報保護条例（平成12年群馬県条例第85号。以下「条例」という。）第35条の規定により、平成28年度における条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成29年5月30日

群馬県知事 大 澤 正 明

1 個人情報取扱事務の登録件数

（単位：件）

実施機関名	登録件数
知事	1,960 (23)
議会	39
教育委員会	232
選挙管理委員会	23
人事委員会	20
監査委員	10
公安委員会	5
警察本部長	154
労働委員会	13
収用委員会	7
内水面漁場管理委員会	5
企業管理者	19
合 計	2,487 (23)

注 括弧内は、特定個人情報を取り扱う事務の内数である。

2 開示請求件数、訂正請求件数及び利用停止請求件数

(1) 開示請求件数

(単位：件)

実施機関名	書面による請求	口頭による請求	合計請求件数
知事	40	375	415
教育委員会	1	4,693	4,694
人事委員会	1	164	165
監査委員	1	0	1
公安委員会	2	0	2
警察本部長	98	0	98
合 計	143	5,232	5,375

注1 他の実施機関については、開示請求なし。

2 口頭による開示請求については、平成29年3月末日までに開示期間が開始したものを対象とし、開示請求件数については、当該期間満了までの件数とした。

(2) 訂正請求件数 0件

(3) 利用停止請求件数 0件

3 開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する処理の内容

(1) 開示請求に対する処理内容

(単位：件)

区 分	書面による請求	口頭による請求	合 計
開 示 請 求	143	5,232	5,375
処 理 内 容	開 示 決 定	36	5,268
	部 分 開 示 決 定	147	147
	非 開 示 決 定	0	0
	不 存 在 決 定 等	20	20
	取 下 げ	2	2

注1 一つの開示請求について、複数の決定処分を行う場合があるので、処理内容の合計件数と開示請求の件数は、一致しない場合がある。

2 不存在決定等には、拒否決定及び条例第15条の規定による存否を明らかにしない決定を含む。

(2) 訂正請求に対する処理内容 なし

(3) 利用停止請求に対する処理内容 なし

4 審査請求の状況

(単位：件)

審査請求	処 理 の 内 容

繰越 件数	請求 件数	裁 決				取下げ	審査中
		却下	棄却	一部認 容	認 容		
4	2	0	2	0	0	0	4

注 表中、「審査請求」「裁決」には、平成28年4月1日付け改正前の条例における「不服申立て」「決定」を含む。

◎群馬県告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年5月30日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の 種 類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	斗合田岩田岡 里線	邑楽郡板倉町大字岩田2373番の3 地先から同郡同町大字靱谷2480番 の1地先まで	前	6.6～19.0	490.0
			後	16.5～28.2	484.3

◎群馬県告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年5月30日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	斗合田岩田岡 里線	邑楽郡板倉町大字岩田2373番の3地先から同郡同町 大字靱谷2480番の1地先まで	平成29年5月30日

◎群馬県告示第165号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成29年5月30日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	254号	富岡市富岡字諏訪東1432番の1地先から同市同字上町1130番の1地先までの上下線
県道	前橋安中富岡線	富岡市富岡字上町北裏1450番の2地先から同市同字上町1130番の1地先までの上下線
	富岡神流線	富岡市富岡字中町1152番の1地先から同市同字同1194番地先までの上下線

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、高崎都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年5月30日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 高崎都市計画地区計画 たかさき国際交流拠点地区
- 2 都市計画の変更年月日 平成29年5月12日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び高崎市都市整備部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、高崎都市計画公園の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年5月30日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 高崎都市計画公園 2・2・18号 岩押第3号児童公園
- 2 都市計画の変更年月日 平成29年5月12日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び高崎市都市整備部都市計画課

■ 公安委員会規則

■ 警察本部告示

平成29年5月30日

群馬県警察本部長 山本和毅

第9条の2第3号中「第2条第4項」を「第2条第1項第1号」に改める。

別記様式第1号中

思想・信条・ 信仰等	☐ 思想、信条及び信教に関するもの		を
	☐ 病歴その他個人の特質を規定する身体に関するもの		
	☐ 犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれのあるもの		
	当該個人情報 の収集根拠	☐ 法令等（法令等の名称： ） ☐ 個人情報保護審議会の意見聴取 ☐ その他	

要配慮 個人情報	☐ 思想、信条、信教 ☐ 人種、社会的身分 ☐ 病歴、健康診断等の結果、医師等による指導・診療・調剤に係る全ての情報、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害等 ☐ 犯罪歴、刑事事件又は少年事件に関する手続の状況 ☐ 犯罪被害歴		に
	当該個人情報 の収集根拠	☐ 法令等（法令等の名称： ） ☐ 個人情報保護審議会の意見聴取 ☐ その他	

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達とは、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成29年5月30日

群馬県知事 大澤 正 明

1 調達内容

- (1) 件名及び数量 パーソナルコンピュータ及び関係機器一式の賃貸借 デスクトップ型パソコン1, 110台、カラープリンタ255台
- (2) 調達物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成29年10月1日から平成34年9月30日まで
- (4) 借入場所 群馬県企画部情報政策課ほか284か所（詳細は、入札説明書による。）
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者で

あるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成28・29年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、平成29年6月21日（水）までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、入札日の前日の午後4時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県企画部情報政策課へその旨を連絡すること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 当該調達物品又はこれと類似する物品について、過去3年程度の期間において、100台以上の生産、販売又は貸付実績を有することを証明した者であること。
- (7) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、書類等の提出先及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県企画部情報政策課情報基盤・システム係 担当 八木佑弥 電話 027-226-2346（ダイヤルイン）
- (2) 入札説明書の交付方法 平成29年5月30日（火）から同年6月13日（火）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）、上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、当該調達物品を納入できることを証明する書類を平成29年6月21日（水）までに上記(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認表及び契約担当者から交付される仕様書に基づく当該調達物品の製作仕様書等の図書を作成し、これを平成29年6月21日（水）までに提出しなければならない。提出された入札参加資格確認表及び製作仕様書等の図書は、契約担当者において技術審査するものとし、入札説明書に示す仕様書に照らし、採用し得ると判断した製作仕様書等の図書を提出した者の入札書のみを落札決定の対象とする。また、製作仕様書等の図書を提出した者は、開札日の前日までに契約担当者に説明し、契約担当者との協議に応じる義務を負うものとし、必要な場合は、提出した図書の内容の変更に応ずるべきものとする。説明及び協議の義務を履行しない者並びに製作仕様書等の変更に応じない者の入札書は、落札決定の対象としない。

- (4) 入札及び開札の日時及び場所 平成29年7月11日（火）午後2時 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県庁14階142会議室（郵送による場合は書留郵便とし、同月10日（月）午後4時までに上記

(1)の場所に群馬県企画部情報政策課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「パーソナルコンピュータ及び関係機器一式賃貸借契約入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法 当該調達物品を納入できると契約担当者が認められる資料を添付して入札書を提出した入札者であって、規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(5) 契約書の作成の要否 要

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the required items: Desktop Type Personal Computer: 1,110 units, Color Printer: 255 units

(2) Lease period: From October 1, 2017 to September 30, 2022

(3) Place of use: The Information Network Division (Department of Planning and Development) of Gunma Prefecture, will also be utilized in 284 other sections.

(4) Deliver of Bid Instruction, Etc: To be delivered between 9:00 a.m. and 5:00 p.m. from May 30 - June 13, 2017 to the location prescribed in below (6).

(5) Date and time for submission of tenders: 2:00 p.m. July 11, 2017 (Bids submitted by registered mail must be received no later than 4:00 p.m. July 10, 2017)

(6) Inquiries: Information Network Division: Department of Planning and Development, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-2346 (Japanese language only)

■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

平成29年5月30日

群馬県警察本部長 山 本 和 毅

1 落札に係る物品等の名称及び数量 自動車保管場所証明電子化システムデータ移行等の業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

3 落札者を決定した日 平成29年3月24日

4 落札者の名称及び所在地 東日本電信電話株式会社ビジネス&オフィス営業推進本部 群馬県前橋市本町一丁目3番17号

- 5 落札金額 57,957,120円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成29年2月10日

次のとおり落札者を決定した。

平成29年5月30日

群馬県警察本部長 山本和毅

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 自動車保管場所証明電子化システム用機器賃借等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 平成29年3月28日
- 4 落札者の名称及び所在地 NTTファイナンス株式会社関東支店 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目9番地6号
- 5 落札金額 133,827,552円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成29年2月14日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
